

令和6年3月19日発行

I 【重要】令和6年度介護報酬改定情報について

令和6年度介護報酬改定情報については、長野県ホームページで随時お知らせをしております。最新の情報は、以下のページからご覧ください。

○掲載先URL

※トップページ→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課」→（2）サービス業務のうち「令和6年度介護報酬改定等について」<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/service/06kaiseiosirase.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

II 【重要】令和6年2月からの長野県介護職員処遇改善支援補助金の実施について

令和6年2月から5月までの間において、介護職員等の賃金改善を行う事業所等に対し、長野県介護職員処遇改善支援補助金を実施します。

なお、様式等は、3月25日の週に、県ホームページへ掲載します。

また、提出期限については、4月15日（月）までとしますので、ご承知おきください。

○掲載予定先URL

※トップページ→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課」→（2）サービス業務のうち「介護職員処遇改善支援補助金について」<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shogukaizenhozyokin/syoguukaizenhojokin.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

III 【重要】令和6年度介護報酬改定（案）に伴う加算等の届出の取扱いについて

令和6年度の介護報酬改定に伴い、4月1日から創設される加算を算定される場合又は現在算定中の加算を変更される場合の取扱いは、以下のとおりですので、ご注意ください。

1 届出の対象事業者

○訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーションを除く居宅系サービス事業所及び介護保険施設等入所系施設
→4月1日から算定するか否かに関わらず、全事業所において体制届を提出してください。

※福祉用具貸与は、新設加算等がありませんので、届出の対象事業所から除かれます。

2 届出書類

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和6年4月版）
- 添付書類：国から示され次第、長野県ホームページに掲載（区分を変更される現在の加算を引き続き取得する場合でも添付書類をつけてご提出ください。）

3 届出書の提出期限 令和6年4月1日（月）

- 4 届出書の提出先 長野市及び松本市以外の事業所：事業所の所在地を管轄する県保健福祉事務所福祉課
長野市内の事業所：長野市保健福祉部高齢者活躍支援課
松本市内の事業所：松本市健康福祉部高齢福祉課

5 その他の留意事項

- 届出する際の注意事項について
体制等状況一覧表の新規又は変更する加算項目に「○」をし、マーカー等で変更箇所等がわかるように着色してください。その他変更のない加算については確認のため、現在の届出状況をすべて選択して「○」をしてください。
- 加算に関する問い合わせ等について
県ホームページに掲載しました報酬告示等の情報を十分ご確認いただいた上で、お問い合わせください。
3月から4月にかけて、皆様からのお問い合わせが集中し、電話がつながりにくい場合がありますので、ご質問については、メールやFAXをお願いします。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）FAX：026-235-7394

メールアドレス：kaigo-shien-s@pref.nagano.ne.jp

IV 令和6年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書の提出期限について（案）

介護保険最新情報 vol. 1209 号等において、「令和6年4月からの介護職員処遇改善加算等処遇改善計画書（令和6年度）」の様式案が示されており、当該計画書の提出期限は4月15日とされています。

正式な提出期限等については、厚生労働省からの通知や告示の公布後、改めて県ホームページ等でご連絡しますので、ご承知おきください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

V 令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について

令和3年度介護報酬改定において示された「業務継続に向けた取組の強化」等については、令和5年度末（令和6年3月31日）に経過措置が終了します。但し、「事業所医師が診療しない場合の減算（未実施減算）の強化」（訪問リハビリテーション）については、別の医療機関の医師の適切な研修の修了等についての猶予期間が令和9年度末まで延長されます。

一方、「業務継続に向けた取組の強化」及び「高齢者虐待防止の推進」については、これら措置が講じられていない場合、減算規定が設けられます。減算に係る詳細な内容については、次のURLを参照してください。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37407.html

※上記URL内の「【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について」の1(5)④及び1(6)①

なお、令和3年度介護報酬改定に伴う、各種改定事項の具体的内容等については、下記URLを参照してください。

「トップ」→「行政情報」→「高齢・介護」→「高齢・介護全般」→「介護保険最新情報」<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryu/detail-list?bun=020060090>

※上記URL内の「介護保険最新情報 vol. 1174（令和5年度末で経過措置を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について（依頼）」

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

VI 【重要】令和6年度介護支援専門員研修の受講申込について

標記の件につきまして、令和6年度の介護支援専門員研修の受講申込の受付を開始しています。

受講申込みについては、<https://www.nsyakyo.or.jp/2024/03/01/8355/>をご確認ください。

（長野県社会福祉協議会のホームページの最新情報（2024年3月1日）からもご確認ください。）

上記のURLから、受講の手引き、各研修の募集要項等をご確認いただき、4月15日（月）までに申込を行ってください。

※厚生労働省の法定研修カリキュラム改定に伴い、長野県版カリキュラムについても改定を行いました。詳細については上記のURLよりご確認ください。

※各研修はオンライン研修と集合研修を併用して実施します。オンライン環境については、各自でご用意ください。

<介護支援専門員更新研修、専門研修、再研修>インターネットから申込を行ってください。

ただし、専門研修を受講する場合、インターネット申込の他、「実務経験証明書」を郵送いただく必要があります。（様式等はホームページをご確認ください。）【4月15日消印有効】

<主任介護支援専門員研修>

インターネットから申込のうえ、申込書及び必要書類を郵送してください。申込書や添付書類の様式等はホームページをご確認ください。【4月15日消印有効】

<主任介護支援専門員更新研修>

インターネットから申込のうえ、申込書及び必要書類を郵送してください。申込書や添付書類の様式等はホームページをご確認ください。【4月15日消印有効】

【問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター 電話：026-226-2000

Ⅶ「信州ふくにん」(信州福祉事業所認証・評価制度)のご案内

長野県では、福祉の職場における「人材育成」や「職場環境」の整備に取り組み、一定の基準をクリアした事業者を認証する「信州福祉事業所・認証評価」制度を実施しています。(運営は社会福祉法人長野県社会福祉協議会)

(1) 認証取得のための評価項目

1	人材育成理念の策定	10	個別面談の実施
2	キャリアパスの構築	11	人材育成を目的とした評価の実施
3	キャリアパスの周知	12	職位等に応じた給与体系
4	年間研修計画の策定	13	計画的な採用の実施
5	OJTの計画的・体系的実施	14	休暇取得・労働時間縮減等の取組
6	職場内外OFF-JTの実施	15	育児・介護を両立できる仕組みの整備
7	資格取得等への支援の実施	16	職員の意見を反映させた職場環境整備
8	新規採用者への計画的教育の実施	17	健康管理に関する取組
9	個人の研修履歴の把握	18	利用者・家族からの要望に関する取組

※1～13は人材育成、14～18は職場環境に関する評価項目

※信州ふくにんの詳細は、以下のURLからご覧ください。<https://fukushi-nagano.jp/fukunin/>

(2) 認証までの流れ



※②認証取得に関し、認証評価基準に達していない項目があれば、「社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業」で支援します。

(3) 認証取得のメリット

- 福祉の職場説明会・就職相談会(長野県委託事業)での優先的参加
- 社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業の利用回数を5回から7回に増
- その他、認証取得法人のPR活動協力等

【申込み・問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyu.or.jp

Ⅷ 令和6年度認知症介護指導者養成研修について

標記研修について、認知症介護研究・研修大府センター長から募集通知がありました。

貴所職員の研修受講を希望する場合は、健康福祉部介護支援課まで必要書類の提出をお願いします。

○長野県認知症介護指導者養成研修に関する情報(長野県ホームページ)

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材の養成・研修について」→「認知症介護指導者養成研修」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/ninchisyoshidousya.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課介護人材係 電話：026-235-7129(直通)

Ⅸ 令和6年度長野県外国人介護人材住居借上支援事業に係る事業予定の照会について

標記事業の実施予定について以下のとおり照会します。外国人介護人材用の住居借上げに必要な費用の補助を希望する場合には、県ホームページをご確認の上、必要書類を提出してください。

- 1 事業内容 介護施設を経営する者が、外国人介護人材用の住居を借り上げ居住させる場合、住居借上げ等に必要な費用の補助を行う。
- 2 補助対象者 介護サービス事業者
- 3 対象期間 令和6年4月1日以降に事業開始し、令和7年3月31日までに完了するもの
- 4 提出期限 前月の18日までに提出(例：6月に事業開始する場合は5月18日までに提出)

○掲載先URL(長野県ホームページ)

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「外国人介護人材の確保に関する取組」→「長野県外国人介護人材住居借上支援事業の実施について」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/190601zyuukyokariage.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129(直通)

X【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課まで簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2024年5月1日～2024年5月31日	2024年3月11日～2024年4月10日
2024年6月1日～2024年6月30日	2024年4月11日～2024年5月10日

※令和6年(2024年)3月及び令和6年(2024年)4月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課まで簡易書留で送付**してください。

なお、有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、**受理することができません。**

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

県では、皆様にご存知いただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp